

身体に障がいのある方を輸送する車両に対する申請

※やむを得ない理由がある場合は、車両番号・運転者を特定しないで申請できます

身体に障がいのある方（歩行が困難な程度に身体に障がいのある方）がタクシーを利用して通院する等、事前に使用する車両及び主たる運転者を特定できないやむを得ない理由がある場合に、通行許可証を交付しております。

- 記入要領は「身体に障がいのある方を輸送する車両に対する申請の記入要領」のとおりです。
- 申請の際には、身体障害者手帳、医師の診断書をお持ちの方は、その診断書（またはその写し）、歩行が困難であることがわかる疎明資料等を提示してください。
- 申請に必要な疎明資料の確認については、申請書を提出する管轄警察署へお問い合わせください。

「身体に障がいのある方を輸送する車両に対する申請の記入要領」

別記様式第一の三（第五条関係）

車 両 の 種 類		番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	〇〇〇〇が乗車する車両
運 転 の 期 間	令和〇年 〇 月 〇 日 〇 時から 令和〇年 〇 月 〇 日 〇 時まで		
通 行 し よ う と す る 通 行 禁 止 道 路 の 区 間	横浜市中区海岸通7-7-7から 横浜市中区海岸通8-8-8までの間		
やむを得ない理由	身体に障がいのある者の輸送及びこれに付随する通行		
第 号	通 行 禁 止 道 路 通 行 許 可 証		
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条 件			
年 月 日			
警 察 署 長 印			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。